令和5年(2023年)10月1日開始予定

インボイス制度の導入で 業務の現場では何が起こる?



令和元年(2019年)10月から実施された消費税率引き上げと同時に導入された軽減税率以上に経理部門の業務に与える影響が大きいのではないかと言われている「**適格請求書等保存方式**」、いわゆる「インボイス制度」の開始。

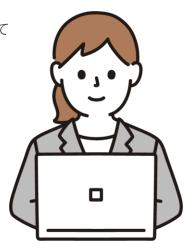
開始まで2年以上あるとはいえ、経理部門の方にとっては「**もう2年ちょっとしかない…**」というのが正直な気持ちかもしれません。

社内システムの仕様変更や新規導入、取引先や社内各所との対応方針の検討などにすでに動き出していたり、近々、対応を開始する予定の方もいらっしゃるのではないでしょうか。

また変更点も多く、まずは制度をきちんと理解したい、とお考えの方もいらっしゃると思います。

本稿では**インボイス制度で生じる変更のポイント、事業や取引、経理業務への影響**を解説します。 インボイス制度の理解の促進、また、制度対応への事前準備にぜひ参考にしてみてください。

※本稿は2021年4月1日時点の情報に基づいて作成されており、今後予告なく変更される可能性があります。 最新の情報が公開され次第、資料の刷新を行ってまいりますが、予めご承知いただけますようお願いいたします。



CONTE NTS

インボイス制度の導入で 業務の現場では何が起こる?

RECEIPT POST

▶ 概 要	なぜ"大きな影響がある"といわれているのか?	3
	現行の区分記載請求書等保存方式との違いは?	4
▶ 変更点	①請求書等への記載事項	5~6
	② 発行できる人	7~8
	③ 発行する人(登録事業者)の義務	9
	④ 仕入税額控除の要件	10~11
	⑤ 税額計算	12
影響	事業や取引、経理業務への影響は?	13~15
▶ まとめ 16		
▶ Appendix 17 ~26		

■ なぜ"大きな影響がある"といわれているのか?

インボイス制度とは2023年(令和5年)10月1日から開始される「適格請求書等保存方式」のことです。

現在の日本は8%と10%の複数税率ですが、この複数税率に対応したものとして導入される「**仕入税額控除**」のことを「**適格請求書等保存方式**」と言います。

インボイス制度において買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほかに売手(**登録事業者**)から交付を受けた「適格請求書等」の保存が必要となります。

そのため消費税を納める多くの課税事業者や免税事業者である個人事業主等に大きな影響があるといわれています。

なぜならば適格請求書発行事業者には課税事業者しかなれないからです。

仕入先に消費税の免税事業者をもつ課税事業者は税額控除額に影響がありますし、 免税事業者は今までのように客先に消費税を請求できなくなり**益税がなくなります**。 またそもそも適格請求書を発行できない会社(免税事業者等)との取引を避ける会社 が増える可能性があります。

個人事業主、小規模事業者を中心に制度の開始がビジネスの大きな転換点となってしまう事業者が多く生じることが予想され、早めの対策が重要となっているのです。



ノンギノフ制度 (海牧建式事学収存士子)

■ 現行の区分記載請求書等保存方式との違いは?

まずはインボイス制度が導入されることにより現行の制度とどのように変わるのか見てみます。 現行の制度は**2019**年**10**月から導入されており「**区分記載請求書等保存方式**」といいます。

玛尔斯萨 (反公司载建式事体仅为七十)

4		現 行 利度(区分記載請氷青寺保仔力式)	1 ンホイス制度(週俗請氷青寺保仔力式)
	請求書等への記載事項	税率ごとの取引額の記載が必要登録番号不要	税率ごとの取引額や<mark>税額</mark>の記載が必要登録番号が必要
2	発行できる人	• どの事業者も請求書等を発行できる	• 登録された課税事業者だけ が適格請求書を発行で きる
3	発行する人(登録事業 者)の義務	・ 実態としては義務がない	• 取引先の要求があった場合、 適格請求書を発行する 義務及び写しを保存する義務 がある
4	仕入税額控除の要件	• 一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が 要件	一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書の保存が 要件
5	税額計算	• 割戻し計算	• 割戻し計算又は積上げ計算(売上・仕入両方)

次のページから各項目のポイントを見ていきましょう。

■ 変更点①請求書等への記載事項

インボイス(適格請求書)は「売り手が買い手に対して、適用税率や消費税額等を正確に伝える」ために導入

されます。現行の区分記載請求書等との記載事項の違いは次のとおりです。

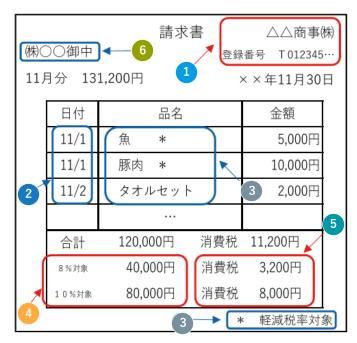
(<u>下線</u>の項目が、区分記載請求書の記載事項に追加されます)

- 1 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号(Tプラス13桁の法人番号あるいは13桁の数字)
- 2 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 4 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び<u>適用税率</u>
- 5 税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は税率ごとに1回ずつ)
- 6 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

出典: (国税庁) 適格請求書等保存方式の概要 -インボイス制度の理解のために-(パンフレット) (令和2年6月)

また、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、

タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて**適格簡易請求書**を交付することができます。



■ 適格簡易請求書とは?

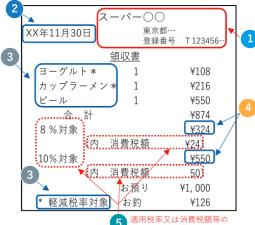
適格簡易請求書はいわゆる「レシート」です。適格簡易請求書では「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載は必要ではありません。(**下線**の項目が、区分記載請求書の記載事項に追加されます)

- 1 適格請求書等発行事業者の氏名又は名称及び登録番号(Tプラス13桁の法人番号あるいは13桁の数字)
- 2 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 👍 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び<u>適用税率</u>
- 5 税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は税率ごとに1回ずつ)

適格簡易請求書を発行できる事業

- 小売業
- 飲食店業
- 写真業
- 旅行業

- タクシー業
- ・ 駐車場業 (不特定かつ多数の 者に対するものに限ります)
- その他これらの事業に準ずる 事業で不特定かつ多数の者に 資産の譲渡等を行う事業



5 週用税率又は消費税額等の どちらかを記載 ※両方記載することも可能

出典: (国税庁) 適格請求書等保存方式の概要 -インボイス制度の理解のために-(パンフレット) (令和2年6月)

適格簡易請求書についても、その交付に代えて、**記載事項に係る電磁的記録(電子レシート等**)を提供することができます。 その際、提供を受けた電磁的記録は電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要となります。

■ 変更点②発行できる人

インボイス制度において適格請求書を発行できるのは登録事業者のみとなります。

登録申請の流れを確認してみましょう。

- STEP 1 消費税課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となる(※**免税事業者**の場合)
- STEP 2 適格請求書発行事業者の登録申請書を納税地の税務署に提出して審査を受ける
- STEP 3 税務署が事業者登録簿に登録し国税庁サイトで、事業者名・登録番号・登録年月日・所在地などが公開される
- STEP 4 許可がおりた会社に書面で登録番号を記載した通知が税務署から届く

《登録由請のスケジュール》 登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される令和5 年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで(ただし、困難な事情(注) がある場合には、令和5年9月30日まで)に登録申請書を提出する必要があります。 令和5年3月31日 令和5年10月1日 令和3年10月1日 登録申請書 登録申請書の提出を受けた後、審査に一定の時 登録申請書の提出期限 滴格請求書等 受付開始 (令和5年10月1日 保存方式の導入 間を要しますので、早めの提出をお願いします。 から登録を受ける場合) (注)「困難な事情」については、その程度は問いません。

出典: (国税庁) 消費税軽減税率制度の手引き (パンフレット) (令和2年8月)

適格請求書発行事業者登録簿の登載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 登録年月日
- ③ 法人の場合(人格のない社団等を除く)は、本店又は主たる事務所の所在地
- ④ 特定国外事業者以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に 係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

インボイス制度における変更点



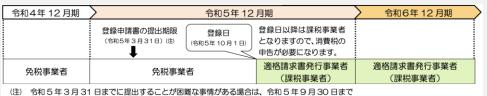
■ 免税事業者向けの経過措置

前ページで確認したとおり適格請求書発行事業者の登録申請期間は令和3年10月1日から令和5年3月31日まで ですが、免税事業者は課税事業者になる「消費税課税事業者選択届出書」を提出することから始めなければ なりません。そのため免税事業者については令和5年10月1日の属する課税期間については、課税事業者選択届 出書を提出しなくても、登録事業者になることができるという経過措置が設定されています。

(1) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の場合(経過措置の適用を受ける場合)

(例) 12月決算の法人で、令和5年10月1日から登録を受ける場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。ま た、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。



登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合

(例) 12月決算の法人で、課税事業者となった課税期間の初日である令和 6年1月1日から登録を受ける場合

※ この場合、「**消費税課税事業者選択届出書」を提出**し、課税事業者を選択 するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の 日までに登録申請書の提出が必要となります。

令和4年12月期	令和5年12月期	令和6年12月期
	登録申請書の提出期限 (令和5年11月30日)	登録日 (令和6年1月1日)
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

出典: (国税庁) 適格請求書発行事業者の申請から登録まで

インボイス制度における変更点



■ 変更点③発行する人(登録事業者)の義務

インボイス制度が導入されると適格請求書を発行する登録事業者には、**適格請求書を発行する義務**が生じます。 区分記載請求書よりも登録番号や適用税率、税率ごとの消費税額など記載事項が増えるため、請求書発行業務の 事務負担が増えてしまうことが予想されます。

ただし、例外的に以下に挙げるようなバス・鉄道などの公共交通機関の3万円未満の利用料や卸売市場の受託販売、

協同組合を通じた委託販売取引などは適格請求書を交付することが困難な取引として認められており、

適格請求書の交付義務が免除されます。

適格請求書の 交付義務が 免除される取引

- 1) 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送
 - 3万円未満のものに限ります
- 2) 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
 - 出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります
- 3) 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
 - 無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります
- 4) 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等
 - 3万円未満のものに限ります
- 5) 郵便切手を対価とする郵便サービス
 - 郵便ポストに差し出されたものに限ります

出典: (国税庁) 消費税の消費税のあらまし(令和2年6月)

■ 変更点4 仕入税額控除の要件

「**仕入税額控除**」を受けるには**一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書の保存**が要件となります。 ここではまず、什入税額控除とは何か、を確認していきましょう。

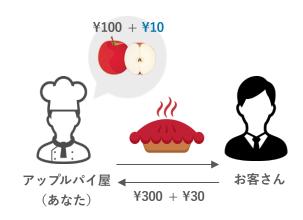
仕入税額控除とは?

仕入税額控除は、消費税の計算の基本で、決して難しいものではありません。例えば、あなたのお店で**リンゴをスーパーで100円で購入**したとしましょう。すると、**10円の消費税(10%)**が発生します。その後、あなたのお店でそのリンゴを加工して、**アップルパイを作って300円**で売ったとします。すると、今度はそれを買った人に**30円の消費税(10%)**が発生します。

仕入税額控除とは、**リンゴを仕入れた際に発生した消費税10円のこと**で、 **売上に係った消費税30円から差し引くことのできる**性質のものになります。

ちなみに、売上に係った消費税30円から仕入税額控除10円を差し引いた 差額20円が、消費税として国に納付するべき税金になります。

仕入税額控除がなければ、仕入れの時にあなたが払った消費税と、お客さんが アップルパイを買った時に払った消費税の両方が税金になる「**二重課税**」の 状態になってしまうのです。



売上に係る預り消費税 (¥30) -仕入れに係る支払消費税(仕入税額控除¥10) = 消費税の納税額(今回は¥20)

■ 変更点4仕入税額控除の要件

インボイス制度の下では、一部の例外を除き、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。なお帳簿の記載事項は現行の区分記載請求書等保存方式と変更はありません。

保存が必要となる請求書等の範囲

- 1 <u>適格請求書</u>又は<u>適格簡易請求書</u>
- 2 仕入明細書等(適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの)
- 3 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の 譲渡について受託者から交付を受ける一定の書類
- 4 ①から③の書類に係る**電磁的記録**

また、免税事業者等からの課税仕入れについては経過措置が設けられています。区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、右表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



■ 変更点⑤税額計算

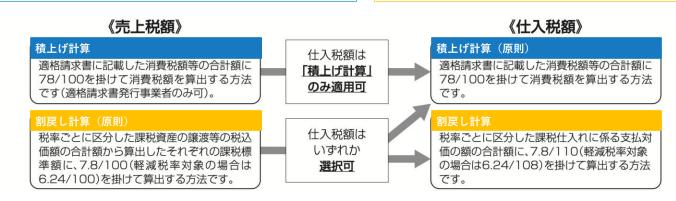
インボイス制度では、消費税の計算方法を次の2つから選択することができるようになります。

積上げ計算

- 適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法です
- 適格請求書に記載した消費税額の合計額に78/100をかけて消費税額を算出します
- 売上と仕入のどちらも積み上げ計算方式を採用しなければならず、片方だけの選択は認められていません
- 積上げ計算は適格請求書発行事業者のみが選択可能
- 基本は割戻し計算が原則です

割戻し計算

- 適用税率ごとの取引総額を割戻して計算する方法です
- ・ 売上については税率ごとに区分して算出した課税標準額に7.8/100(軽減税率対象の場合は6.24/100)をかけて割戻し計算で算出します
- 仕入については「割戻し計算」と「積上げ計算」のどちらかを選択できます
- 売上が割戻し計算、仕入が積上げ計算という選択も可能です。



出典: (国税庁) 消費税のあらまし (令和2年6月)

■ 課税事業者の場合

課税事業者においてはインボイス制度開始時の注意点は自社の仕入先との調整が主になります。

自社においても**適格請求書発行事業者の登録手続**や自社発行の請求書に**適格請求書発行事業者の登録番号を印字**する必要がありますが、経理部内や請求書発行システムで対応できる内容ですので社内調整をして進められます。

問題は仕入先の方です。

仕入先の**登録番号**を仕入先コードに連動させるなどが想定され、 登録番号を管理できるようにシステムの仕様変更をしたり、 掛買いの仕入先に登録番号の届出を依頼しなければなりません。

特に仕入先が免税事業者の場合は**控除額の適正な管理** (国税庁が作成する名簿で登録番号の有無を確認、そのうえで 免税事業者であることをデータベース等で管理、 経過措置期間中の80%控除、50%控除の管理等)が課題となるでしょう。

管理負担の重さから場合によっては「**課税事業者としか取引をしない**」 という方針をとる事業者も出てくるかもしれません。



■ 免税事業者の場合

免税事業者は**益税**(消費者が事業者に支払った消費税の一部が、納税されずに事業者の利益となってしまうこと)がなくなる可能性が高く、前述したとおりインボイス制度開始後は免税事業者とは取引しない方針の課税事業者もいると思われるため、今までの取引先を守れるかという死活問題になる可能性があります。

免税事業者であるために大口の取引先を失うくらいなら課税事業者になった方がよいかもしれませんが、課税事業者で消費税を納めれば赤字になるという免税事業者もいると思います。

中小企業者を対象に、消費税の税額計算の負担を軽くするため設けられた簡易課税制度を活用するなどして消費税の納税額を減らす対策をすることも一つです。簡易課税制度は仕入れを支払い金額ではなく割合で計算する制度で仕入れが少ないほど大きなメリットがあります。

簡易課税制度とは?

前々年度の課税売上高が5,000万円以下の事業者が利用でき、課税売上高から仕入税額控除の計算をすることができる制度。 適用を受けるには「**消費税簡易課税制度選択届出書**」を適用を受けようとする**課税期間の初日の前日まで**に納税地の 所轄税務署長に提出しなければいけません。

ただし、簡易課税制度は一度を選択すると**2年間継続**した後でなければ取りやめることができません。 大きな設備投資を予定している場合は消費税の還付が受けられない可能性がありますので注意しましょう。

経理業務への影響

■ 区分記載、区分経理など事務処理の負担が継続

区分記載、区分経理は2019年10月の軽減税率導入によって開始されましたが、インボイス制度が開始しても引き続き区分記載、区分経理に対応していかねばなりません。

加えて国税庁が作成する名簿をもとにした適格請求書等発行事業者の管理、登録番号の管理、免税事業者向けの経過措置中は控除額の管理など、新たな事務負担が発生することが予想されます。

■ インボイス制度に対応した体制構築の負担

インボイス制度に対応するため、使用している会計ソフトの仕様変更や新規導入などの負担、また、業務フロー自体の見直しが必要となるケースもあるでしょう。

請求書発行はシステムの仕様変更やマスタ更新等で対応できたとしても、適格請求書等を受け取る際(**自社が仕入**を行う場合)は、上述した**管理項目の増加**が予想されますし、自社が使用している取引先のマスタ情報と国税庁が作成する名簿との**突合作業**なども発生するかもしれません。また、取引先マスタや請求書やレシート等に記載された社名・店名等が名簿に記載された情報と異なった場合は**修正対応**も必要となります。



本稿ではインボイス制度の説明と制度導入によって経理業務へ生じる影響について解説しました。 制度に対応するため、請求書や納品書に記載される明細事項が細かくなり帳簿への転記や確認作業が 増大したり、請求書等受領時に適格請求書発行事業者かどうかの確認が必要になったりと、**経理部の** 事務処理が一層煩雑化することが予想されます。

煩雑な事務処理に対応するためにシステム導入を検討されている方もいらっしゃるかもしれません。 その際おすすめする選定ポイントとして「人力での確実なデータ入力に対応しているか」という点を 挙げておきます。人力でデータ入力を行っている請求書受領サービスや経費精算システムであれば、 フォーマットが変わったとしても大きな追加投資なく、柔軟に変更に対応することができます。 また、令和4年(2022年)1月からの電子帳簿保存法の改正もあるためPDF等の電子データで請求書 等を受領する機会が増えることも考えられます。

電子帳簿保存法は改正により**罰則規定も追加**されるなど、より厳格な運用を求めています。 システムを選定する際には、「**改正電子帳簿保存法に則った請求書等の受領方法が確立できるのか**」 という点も合わせて確認していくとよいでしょう。





領収書をスマホで撮って捨てるだけ。 ペーパーレス経費精算「レシートポスト」

RECEIPT POST

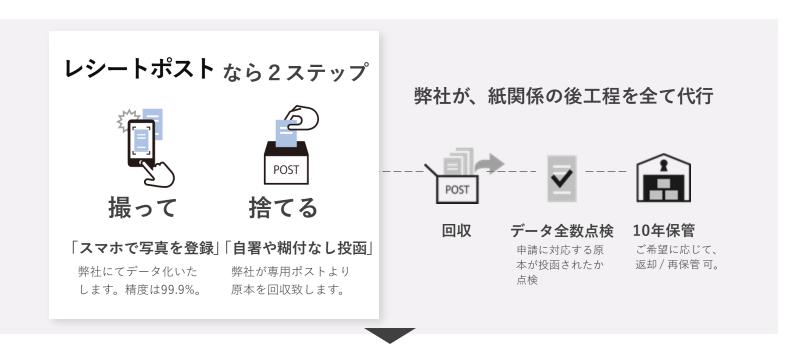
請求書は会社に届かない時代へ。 請求書オンライン受領システム「インボイスポスト」

INVOICE POST

Time Hack Company 株式会社BEARTAIL

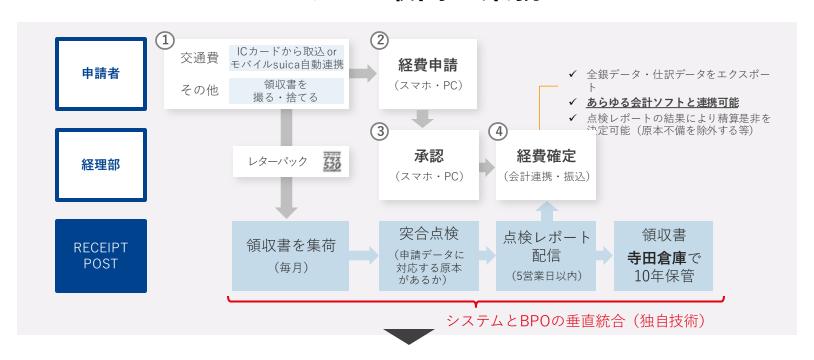


撮って捨てる、**2 ステップ**で完了する日本唯一のペーパーレス経費精算



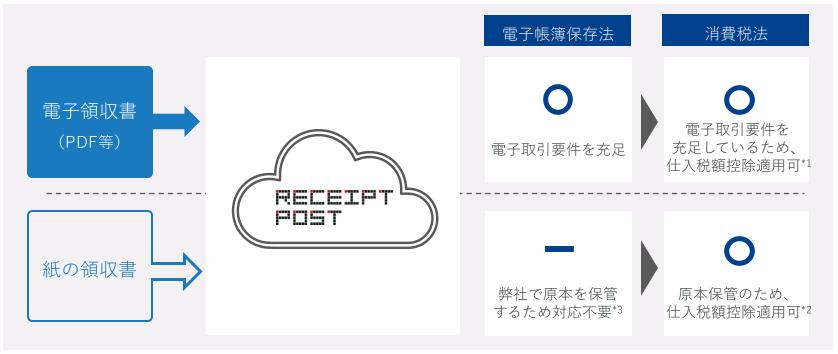
領収書を撮って捨てる、経費申請が完了

システムとBPOの垂直統合で **最高の業務フロー** を実現



現場はデータ入力・糊付け作業が不要に。経理部は紙(申請書・領収書)を一掃。

レシートポストなら、電子保存要件及び消費税法へ対応しながら貴社のペーパーレス化を実現します。



^{*1:} 現行、消費税の仕入税額控除の適用に当たっては、必要な事項が記載された帳簿及び請求書等(書面)の保存が必要ですが、取引金額が3万円未満の場合や、3万円以上でも「電子取引」のように データのみが提供されるなど、書面での請求書等の交付を受けなかったことにやむを得ない理由がある場合には、帳簿のみを適正に保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。 *2:紙で受領した領収書をスキャナで読み取り電磁的記録により保存する場合、所轄税務署長等の承認を取得し、電帳法のスキャナ保存要件を満たして保存していることで仕入税額控除が適用されます (2022年1月以降は申請承認不要)。

^{*3:} 現行の電帳法に対応したプラン(RECEIPT POSTタイムスタンプ版)もご提供しております。また2022年1月の改正電帳法施行開始後、新スキャナ保存要件を満たしたシステムとしてもご利用頂ける見込みです。

る見込みです。 © 株式会社BEARTAIL All Rights Reserved.

代行受領・データ化を含めた日本唯一のペーパーレス請求処理。

INVOICE POST

インボイスポスト なら 受領作業すら不要に





代行受領

データ化

形式問わず弊社で受領 全請求書をデータ化

請求書を一律弊社で代行 受領。オフィスに請求書 はもう届きません。 受領した請求書は弊社の オペレーターによりデー タ化し、クラウドに集約

請求書の処理作業から 紙での作業が消滅







仕訳・会計連携

INVOICE POST上 で科目を選択、 入力データを会計 システムに連携

承認

INVOICE POST ファ 上で承認フロー 間を を回し、電子承 望に 認 再保

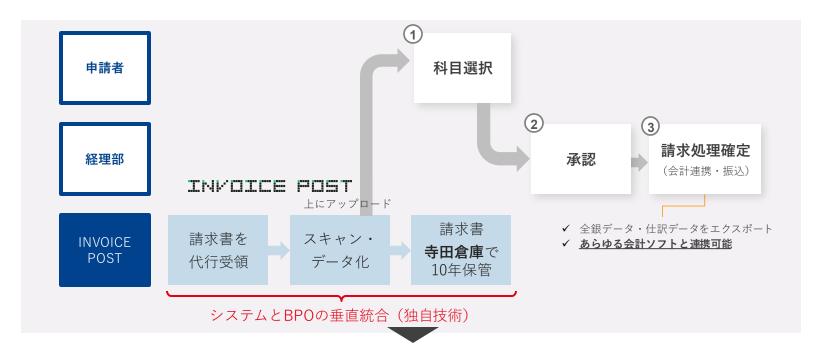
10年保管

ファイリングの手間を削減し、ご希望に応じて、返却 / 再保管が可能

請求書の受け取りのタイミングから、既にオンライン化・ペーパーレス化が可能

©株式会社BEARTAIL All Rights Reserved.

システムとBPOの垂直統合で 最高の業務フロー を実現

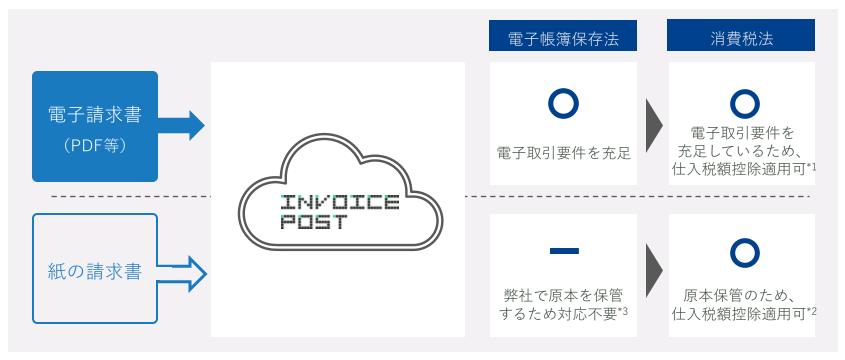


BPOとの垂直統合により、システム導入だけでは解決できない紙処理を一掃

「Appendix | 「インボイスポスト」は電子帳簿保存法に対応

RECEIPT POST

インボイスポストなら、電子保存要件及び消費税法へ対応しながら貴社のペーパーレス化を実現します。



^{*1:} 現行、消費税の仕入税額控除の適用に当たっては、必要な事項が記載された帳簿及び請求書等(書面)の保存が必要ですが、取引金額が3万円未満の場合や、3万円以上でも「電子取引」のようにデータのみが提供されるなど、書面での請求書等の交付を受けなかったことにやむを得ない理由がある場合には、帳簿のみを適正に保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。
*2:紙で受領した請求書をスキャナで読み取り電磁的記録により保存する場合、所轄税務署長等の承認を取得し、電帳法のスキャナ保存要件を満たして保存していることで仕入税額控除が適用されます(2022年1月以降は申請承認不要)。

^{*3:2022}年1月の改正電帳法施行開始後、新スキャナ保存要件を満たしたシステムとしてもご利用頂ける見込みです。

利益直結のコア業務時間最大化を重視する500社以上が導入しています





BEARTAIL*

TIME HACK COMPANY

無駄な時間を減らして豊かな時間を創る会社

会 社 名	株式会社BEARTAIL
代表取締役	黒﨑 賢一
設立日	2012年 6月 26日
従業員	66人 (2020年8月時点)
資本金	100百万円(累計調達額1,600百万円)
所在地	東京都千代田区神田駿河台2-2 御茶ノ水杏雲ビル5F
取引金融機関等	三井住友銀行 日比谷支店 みずほ銀行 上野支店 有限責任監査法人トーマツ SKJ総合税理士事務所
主要外部株主	日本生命・SMBC関連グループ等 ・ SMBCベンチャーキャビタル NCC コッセイ・キャビタル検式会社 「 SMBCベンチャーキャビタル
関連会社	BearTail X (ソニー関連グループ Felica Networks との合弁会社) FeliCa Networks
資 格	ISMS (ISO27001) · Pマーク • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
メディア掲載	日本經濟新聞 Japan 朝日新聞 PRESIDENT AERA MI Forbes WSJ NHK lifehacker 保25 Gigazine 日経BP BUSINESS INSIDER

©株式会社BEARTAIL All Rights Reserved.

領収書をスマホで撮って捨てるだけ。2ステップで完了する



公式サイトhttps://www.keihi.com/

請求書は会社に届かない時代へ

公式サイトhttps://www.keihi.com/invoice

サービスに関するご相談・お問い合わせは下記まで。

メール: keihi inside@beartail.jp、電話: 050-3628-2077 (平日9-18時)